

(一社)富山県児童クラブ連合会

安全教育推進事業実施要項

1 目的

子ども達を主体とする児童クラブ活動を活性化し、同時に活動中における事故を未然に防ぐことは児童クラブ活動の振興上、緊急の課題である。

この事業では、児童クラブの指導員・育成会役員等の事故防止能力の向上を目的とする事業(研修会等)に対し、その経費等を負担し、児童クラブ活動の振興と安全教育の推進を図ることを目的とする。

2 実施内容及び講師

原則として(一社)県児ク連の指定したプログラムに沿った内容(概ね2時間)とすること。

原則として全国子ども会連合会が認定している「子ども会安全啓発指導員」を、講師又はリーダーとして安全教育推進事業を実施すること。

〔例：児童クラブ KYT プログラム<入門編>〕

- (1) 児童クラブ活動における危機管理
- (2) KYT 4 ステップの進め方
- (3) 5分間 KYT の進め方

3 実施対象及び地域

- ① 郡市町村児童クラブ連合会組織
- ② 市町村児童クラブ連合会管下の地区(支部)
- ③ 上記いずれかで年度内 5ヶ所まで実施
[富山A(富山市)、富山B(滑川市、中新川郡)、高岡(高岡市、氷見市、射水市)、砺波(砺波市、小矢部市、南砺市)、新川(魚津市、黒部市、下新川郡)の各広域圏内で1ヶ所]

4 実施期間

2019年度は実施しない。

〔児童クラブ指導員養成講習会の「基本コース②」として実施する。〕

5 実施対象人数

概ね30名以上とする。(各広域圏内の児童クラブの指導員・育成会役員を対象とする)

6 補助金について

(一社)県児ク連が負担する経費は、 とする。

残余金は本事業を主催する児童クラブ組織の運営費として差し支えないものとする。

7 申請書の提出

申請書(別紙様式)を、(一社)県児ク連へ指定した期日(6月末日)までに、提出する。

8 報告書の提出

- ① 事業終了後1ヶ月以内に報告書(別紙様式)を(一社)県児ク連へ提出する。
- ② 報告書の提出により、(一社)県児ク連はすみやかに補助金を交付する。

9 その他

- ・本事業で使用するテキスト及び事務用品等は(一社)県児ク連が提供する。
- ・本事業は、(一社)県児ク連が実施している他の委託・補助事業(インリーダー等の研修会や児童組織活動強化事業)の対象以外の事業とする。
- ・別添「児ク活動の振興と安全教育の推進事業の運用に関する申合せ事項」を参照すること。